

加須市部活動あり方検討委員会に関する設置要綱（案）

令和5年 月 日

（趣旨）

第1条 加須市立中学校生徒のスポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教員の負担を軽減するため、休日の部活動のあり方を検討する加須市部活動あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の基本方針の策定に関する事項
- (2) 部活動の基本方針の円滑な推進のための具体的な施策に関する事項
- (3) 部活動の充実のために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、加須市教育委員会が委嘱または任命する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 加須市校長会長
- (2) 加須市中学校長会長
- (3) 加須市中学校体育連盟理事長
- (4) スポーツ団体代表
- (5) 文化団体代表
- (6) 加須市立中学校運動部活動担当教員代表
- (7) 加須市立中学校文化部活動担当教員代表
- (8) 加須市立中学校運動部活動外部指導者代表
- (9) 加須市立中学校文化部活動外部指導者代表
- (10) 保護者代表
- (11) 学識経験を有する者
- (12) 学校教育部長
- (13) 生涯学習部長
- (14) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。  
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。  
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急を要する場合は、書類の回議をもって委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局（学校教育部 2、生涯学習部 2）において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。